

宝達志水町第 10 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

宝達志水町第 10 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定支援業務

2. 期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 目的

令和 8 年度に策定する宝達志水町第 10 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画について、県の動向、宝達志水町高齢者の状況等を的確に把握し、宝達志水町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定めることを目的とする。

4. 業務内容

I. 令和 7 年度業務

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、宝達志水町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、宝達志水町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 日常生活圏域ニーズ調査の実施

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。調査項目については今年度国が示す予定となっている「日常生活圏域ニーズ調査」を基本としつつ、本町独自設問も加えた内容で調査票を作成すること。

受託者は、宝達志水町が提示した項目を元に調査票の作成及び印刷、郵送準備（町が用意した宛名データを使用し、郵送封筒作成、調査票等封入）、発送、宝達志水町から回収票を受領し、調査結果の入力・集計・分析を行い、結果をとりまとめ、報告書を作成する。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	65 歳以上の一般高齢者及び要支援 1・2 の高齢者
配布数	1 種 500 票（回収率 60%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 在宅介護実態調査の分析

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定者の家族を対象とした調査を行う。調査項目については国が示す予定となっている「在宅介護実態調査の必要項目」を基本としつつ、本町独自設問も加えた内容で調査票を作成すること。

受託者は、宝達志水町が提示した項目を元に調査票の作成及び印刷、郵送準備（町が用意した宛名データを使用し、郵送封筒作成、調査票等封入）、発送、宝達志水町から回収票を受領し、調査結果の入力・集計・分析を行い、結果をとりまとめ、報告書を作成する。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	認定調査の対象となる高齢者の家族
配布数	1種 500票（回収率60%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

II. 令和8年度

(4) 給付実績集計・分析の実施

宝達志水町が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

(5) 計画目標量の設定

第10期計画の前提となる圏域の将来人口および高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシート（エクセル版を想定）により要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

(6) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

『地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律』が施行され、引き続き包括ケアの充実及び拡充が必要となるため、第9期の分析結果及び計画内容を十分活用し計画策定を行うこととする。

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(7) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第9期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを宝達志水町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

Ⅲ. 令和7～8年度

(9) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会の運営について、会議資料(原データ)を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(10) 関連例規整備情報提供及び先進事例の情報提供(関連例規整備情報提供含む)

ア 介護保険法や老人福祉法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律を中心に今後、福祉関連法令が改正される都度、随時指摘すること。

- ・法令については官報を参照すること。
- ・福祉関係法令すべてを対象とする。

イ 国の会議資料の要約版の作成

今後の国の介護保険事業制度に係る情報が定期的に示される会議について、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成すること。

関係法令の動向や概要、条文等の情報提供、例規整備FAQ、他団体の事例提供など、必要となる情報提供を随時行うものとする。

情報提供として想定している主な資料一覧は以下のとおりとする。

- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」と基準条例の整備
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の整備に関するQ&A
- ・税制改正に伴う介護保険法施行令の改正
- ・令和7年介護サービス基準改正案の概要

5. 成果品

- ・アンケート調査報告書(A4判、100頁程度、1色刷):20部
- ・第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画(A4判、100頁程度、1色刷):100部
- ・データ一式

6. その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ宝達志水町と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変

化した場合には、宝達志水町と協議の上、本業務内容を変更することができる。

- ・アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの認証を取得し2回以上更新していること。
- ・本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野にいれた計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、平成28年度以降に、宝達志水町と同等規模の団体及び県内自治体の介護保険事業計画策定実績を有していること、また、全国で第9期介護保険事業計画実績が50件以上あること。
- ・本業務の総括責任者となる統括管理者が以下に掲げる同種業務及び類似業務すべての実績を有していること。

同種業務及び類似業務の定義は、以下のとおりとする。

また、受託実績の同種業務及び類似業務はすべて過去5年以内（令和元年度～令和5年度に業務完了）のものとする。

- ・同種業務1＝高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
- ・同種業務2＝地域福祉計画
- ・同種業務3＝障害者基本計画・障害福祉計画・障害児計画

以上